

財務(予算・決算を審査)常任委員会設置と 常任委員会への複数所属について

【 1 これまでの経過 】

年間の議案のうち、最も重要な議案は「予算」、次に重要なのは「決算」であり、これらは毎年議会に提出されるものであるから、本来常任委員会で担当すべきものであった。

しかし、予算、決算特別委員会を設置して審議してきた。

(違法と言われる常任委員会への分割付託で審査している自治体もある。)

※違法 : 行政事例は、議案一体の原則から分割付託は認めていない。

- これは
- ・ 人口数により、常任委員会の設置数が制限されてきたことによる。
 - ・ 議員の常任委員会委員の複数所属が認められなかったことによる。

《平成12年地方自治法の改正》

- ・ 常任委員会の設置数の制限がなくなった。

《平成18年地方自治法の改正》

- ・ 常任委員会委員の複数所属が認められた。

【2 常任委員会設置及び複数所属について】

〔特別委員会を設置せずに常任委員会とする理由〕

常任委員会の設置数に制限がなくなり、常任委員の複数制が認められたことから、特別委員会を設置し、予算や決算を付託して審査する必要性はなくなった。

前述のとおり、本来常任委員会で審査すべきものである。

(複数所属)

- ・ 現状どおり、タテ割(市の課を対象とした)3常任委員会委員に1つ所属する。
- ・ 財務常任委員会を設置し、正副議長・議会選出監査委員を除く全議員が委員として所属する。